

## 道路運送車両法

### 1 . 案内情報

- 手続名 : 自動車分解整備事業者の地位継承の届出（相続、合併又は分割によるもの）
- 手続根拠 : 道路運送車両法第 8 2 条第 2 項
- 手続対象者 : 自動車分解整備事業者の地位を継承した者
- 提出時期 : その事由の生じた日から 3 0 日以内
- 提出方法 : 申請書等に必要事項を記入の上、添付書類とともに、管轄する運輸支局整備課へ提出してください
- 手数料 : なし
- 添付書類 : 管轄する運輸支局整備課へお問い合わせください
- 申請書様式 : 管轄する運輸支局整備課へお問い合わせください
- 記載要領・記載例 : 管轄する運輸支局整備課へお問い合わせください

### 2 . 窓口情報

- 提出先 : 管轄する運輸支局整備課
- 受付時間 : 運輸支局整備課へお問い合わせください
- 相談窓口 : 地方運輸局及び運輸支局整備課